

指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者の指定取消について

令和8年6月17日（水）

泉南市 福祉保険部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2222 FAX 072-462-7780
--

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号、第6号、第9号及び法第115の9第1項第3号、第6号、第9号の規定により、下記の指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消します。お知らせします。

記

1 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社ふくはち |
| (2) 代表取締役 | 榎本 重敏（えのもと しげとし） |
| (3) 所在地 | 大阪府泉南市信達大苗代765番地 |

2 事業所名称及び所在地

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 事業所名称 | 訪問看護 ふくはち |
| (2) 事業所所在地 | 大阪府泉南市信達大苗代765番地 |
| (3) サービス種別 | 訪問看護、介護予防訪問看護 |
| (4) 指定年月日 | 令和6年9月1日 |
| (5) 介護保険事業所番号 | 2765690157 |

3 指定取消年月日 令和8年6月30日

4 指定取消の理由

(1) 不正の手段による指定

【法第77条第1項第9号】

【法第115条の9第1項第9号】

勤務する予定のない者を看護職員として「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行った。

(2) 人員基準違反

【法第77条第1項第3号】

【法第115条の9第1項第3号】

指定時から当該訪問看護事業所では看護職員が常勤換算方法で2.5人以上配置されていなかった。

(3) 不正請求

【法第77条第1項第6号】

【法第115条の9第1項第6号】

指定要件を満たしていないのに、指定要件をみたしているかのように装い指定を受け、介護給付費を不正に請求した。

5 事業者に対する経済上の措置（法第22条第3項）

経済上の措置としては、不正請求に関する返還額（概算）7,799,913円に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求める。

内訳	泉南市	6, 703, 545円
	阪南市	523, 425円
	岸和田市	306, 119円
	川西市	266, 824円